

「介護相談窓口 通信」 2022年12月号

※豆知識(介護休業について)※

「育児・介護休業法」における介護休業とは、労働者(男女)が申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに介護休業を取得できる制度です。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことです。介護休業の申し出は、休業開始予定日の2週間前までに介護休業申出書を事業主に提出する必要がある、期間は通算して93日まで3回を限度として、介護休業を分割して取得することができます。

対象家族は、配偶者(事実婚関係も含む)、父母および子ども、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。パートやアルバイトなど雇用期間の定めがある労働者も一定の条件を満たせば利用ができます。今年4月からは、「入社1年以上であること」の要件が廃止されました。

介護相談窓口ではこのような制度についてのご紹介もしております。ぜひご利用ください。

【介護アドバイザー 山内 弘美】

大阪公立大学、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社が共同で
「介護相談窓口」開設！

場 所:大阪公立大学杉本キャンパス 1号館1階
女性研究者支援センター(研究推進課分室)
(大阪市住吉区杉本3-3-138)

利用対象:連携機関の研究者、大学院生等

メール:kensi-f-soudan[at]list.osaka-cu.ac.jp

電 話:06-6605-3455

相談窓口HP:<http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/effort/assistance-service/>

※個別の相談には予約が必要です。まずはお電話またはメールにて
お問合せ・ご予約ください。相談は面談やお電話、メールで対応します。

(Zoomによるオンライン相談も可能です。)

ホームページを公開中
<https://diversity-oows.jp/>

介護相談室利用可能日

時間:各日10:00~16:00

2022年
12月26日(月)、28日(水)

2023年
1月13日(金)、1月27日(金)

次回は、12月下旬に発行します。